

ドイツにおける国と地方自治体の係争処理

09.8.28 齋藤 誠

1 市町村（ゲマインデ）に対する州政府の自治監督（国家監督）

①その前提

- ・市町村は行政機関－独立の法人格は持つが、「法律の枠内」での行政の自治権→法律による行政の原理・法律の留保が、市町村に対してダイレクトに及ぶ
- ・自治監督は、対行政コントロールのうちの一つ（他は市町村自身によるコントロール、裁判コントロール）
- ・監督措置に対して異議があれば市町村が行政裁判所に出訴（資料参照）
- ・監督には法秩序維持機能に加え、市町村の保護・助言機能

②後見的監督から協調的監督へ

（3で述べる監督手法よりも）勧告が多用－かつては小規模自治体に対して、現在はEU法の知見について

③自治監督と私人の出訴による裁判コントロールは相補的（後者が優先という考え方もあるが）

2 監督の種類

①法監督－任意的事務、指示から自由な義務付け事務（固有事務）が対象
[公園、学校等の設置・管理、廃棄物処理など]

－法適合性だけを監督

②専門監督（特別監督）－指示の下にある義務付け事務（委任事務）が対象
[建築確認、住民登録、道路交通規制など]

－目的・経済性も監督

3 監督の手法

(1) 法監督の場合 州市町村法により差異あるものの概ね以下の通り

- ① 情報に関する権限－文書の提出要求・市町村議会への出席など
- ② 異議申立て、下命権－行為の取消・変更、行為の実施を求める。停止効がある。
- ③ 代執行－具体行為だけでなく、条例の制定も可
- ④ 州による受任者の任命
- ⑤ 市町村議会解散
- ⑥ 市町村長の任期短縮

①→⑥強い介入 比例的な監督手段を選ばなければならない

※ 「予防的監督」としての認可 縮減している

いずれに対しても、市町村側からの行政裁判提起が可能

(2) 専門監督（特別監督） 個別法が根拠 市町村法にも規制規範あり
監督内容 指示権 一般的指示（「指針」による）も含む
指示を強制実施する固有の手段はない

- ・自治体保護の観点から、強制実施手段を法監督の場合に限定
- ・法監督の発動を求める共助により実施

指示の要件 必要性＋比例性

自治体の裁量行為の場合より強い限定（バイエルン法）

指示に対する市町村の出訴

- ・判例は限定 指示は原則行政処分ではなく（←委任事務の位置付け）、指示により、指示のない事務（自治事務）に影響が及ぶ場合 [特定公務員による任務実施を指示→市町村の人事・組織高権侵害]
- ・専門監督→法監督の発動に至った場合は、出訴可能 [指示が法違反等の主張]

4 むすび

5 補論（一般論として）

(1) 連邦／州の市町村に対する国家賠償請求－可能と考えられている

(市町村の州・連邦に対する国家賠償請求も可能－行政裁判が優先だが)

(2) 行政庁が判決・決定内容（取消＋原状回復命令、義務付け、仮の救済）を履行しない場合、間接強制－履行期日を定めて、それまでに履行がなされないと、強制金 [10000ユーロが上限] を課す、反復して課すことも可－により履行を確保する途がある [行政裁判所法172条]

[州が監督措置に対する取消・義務付け判決に従わない場合にも利用可能]

<参考文献>

Kahl, W., Die Staatsaufsicht, 2000

Sodan/Ziekow (hrsg.), Verwaltungsgerichtsordnung, (2. Aufl.), 2006

Burgi, M., Kommunalrecht, 2006

Mann/Püttner (hrsg.), Handbuch der kommunalen Wissenschaft und Praxis, Bd. 1, (3. Aufl.), 2007

塩野宏『国と地方公共団体』Ⅱ・Ⅳ章、1990

木佐茂男『豊かさを生む地方自治』Ⅲ・Ⅳ章、1996

成田頼明『分権改革の法システム』193頁以下、2001

斎藤誠「地方自治の手続的保障」都市問題96巻5号、48頁以下、2005
及び同記載の文献